

<b>2 資金不足比率</b>	<b>該当なし</b>
-----------------	-------------

平成29年度末において、資金不足が生じた公営企業会計はないため、資金不足比率は該当ありません。

参考値として資金剰余額で比率を算定すると、下記のとおりです。

(算式)

$$\frac{\text{資金余剰（不足）額〔流動資産（現金など）－流動負債（未払金など）〕}}{\text{事業の規模（営業収益）}} \times 100$$

【例：観光施設事業特別会計の場合】

$$\frac{\text{流動資産（185,877千円）－流動負債（33,053千円）}}{\text{事業の規模（194,302千円）}} \times 100 = + 78.7\%$$

#### ○各公営企業の資金剰余（不足）比率

	会計名	H29年度 資金剰余 (不足) 額 (千円)	H29年度 事業の規模 (千円)	比率 (%)	経営健全化基準 (20%)に相当する 資金不足額 (千円)
1	観光施設事業特別会計	+ 152,824	194,302	( + 78.7 )	▲ 38,860
2	簡易水道事業特別会計	+ 7,786	80,978	( + 9.6 )	▲ 16,196
3	下水道事業等特別会計	+ 3,515	18,581	( + 18.9 )	▲ 3,716

※各会計の資金剰余金は、連結実質赤字比率の各会計の黒字額と同額になります。